令和８(2026)年度　第２回栃木県認知症施策検討部会　次第

日時：令和８（2026）年10月１日（木）15:00～16:30
場所：栃木県庁６階大会議室１

１　開　会

２　あいさつ

３　議　事
（１）　栃木県認知症施策推進基本計画素案の検討について　【資料１】【資料２】

（２）　その他

４　閉　会

【配布資料】
- 次第
- 委員名簿
- 座席表
  - 資料１　今後のスケジュール
  - 資料２　栃木県認知症施策推進計画素案
  - 資料３　令和８(2026)年度第１回栃木県認知症施策検討部会での主な御意見
  - 参考資料　栃木県高齢者支援計画推進委員会設置要綱

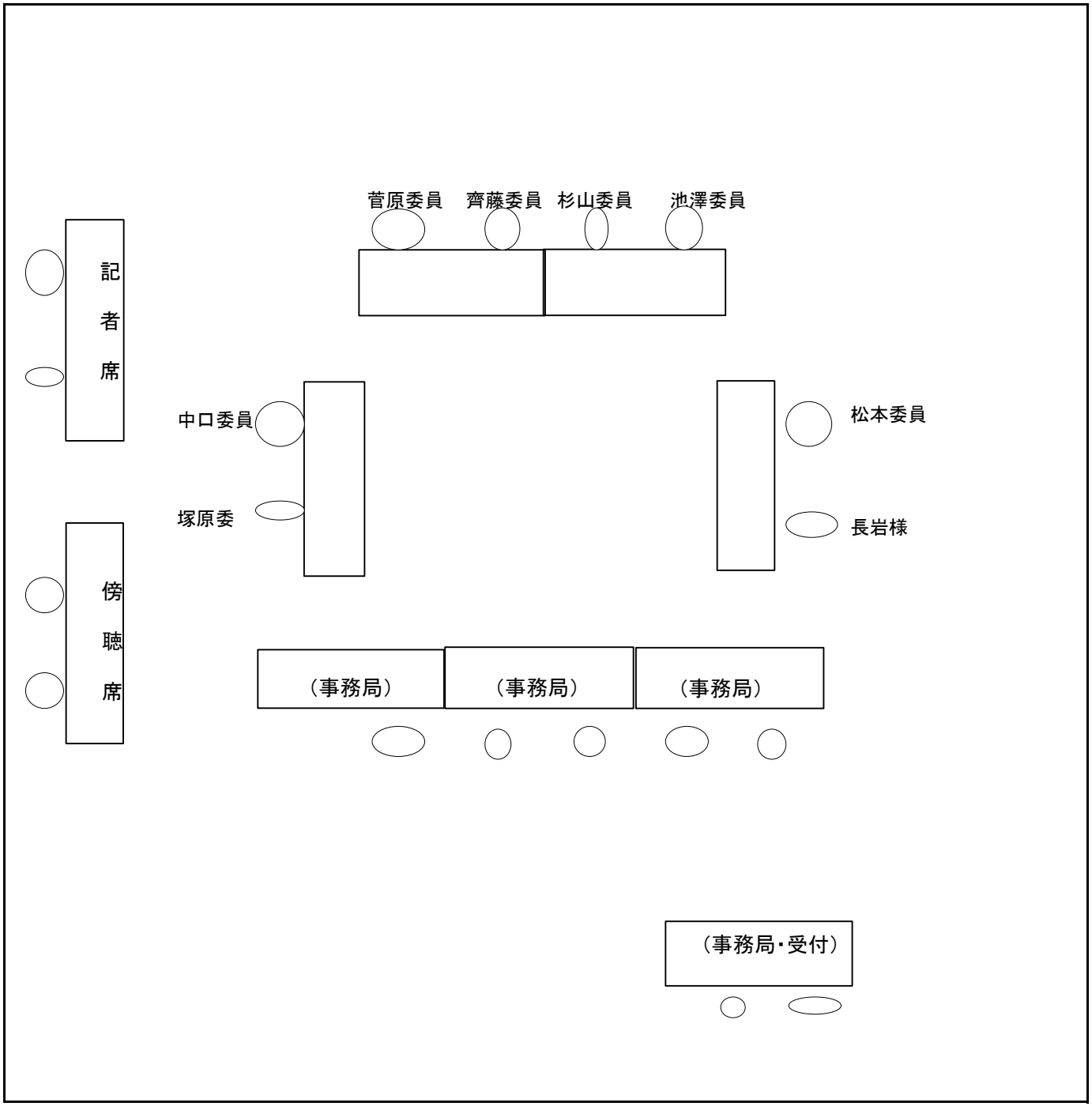
令和８（2026）年度　栃木県認知症施策検討部会　委員名簿

No	団体名	職名	氏名	備考
1	栃木県医師会	常任理事	依田　祐輔	欠席
2	獨協医科大学病院	精神神経医学 准教授	菅原　典夫	
3	芳賀赤十字病院	認知症認定看護師	齊藤　智子	
4	あいケアステーション株式会社	介護福祉士 認知症介護指導者	杉山　勇樹	
5	栃木県地域包括・在宅介護支援センター協議会	副会長	池澤　守	
6	栃木県認知症高齢者グループホーム協会	会長	中口　和彦	
7	（公社）認知症の人と家族の会栃木県支部	事務局長補佐世話人	塚原　文恵	
8	栃木県若年性認知症支援コーディネーター	NPO法人福聚会 ソーシャルワーク事務所 そえしあ　管理者	松本　佑司	

令和8（2026）年度第2回栃木県認知症対策推進会議

栃木県庁6階大会議室1

（ 座 席 表 ）　　令和8（2026）年10月1日



資料１

今後のスケジュール

○10 月１日	第２回　認知症施策検討部会 素案検討 ↓報告
○10 月 20 日	第２回　高齢者支援計画推進委員会
○11 月下旬又は 12 月上旬	第３回　認知症施策検討部会 素案修正案の検討 ↓報告
○12 月中旬	第３回　高齢者支援計画推進委員会
○12 月下旬	パブリックコメントの実施
○３月	第４回　高齢者支援計画推進委員会 計画完成

資料２

第５章　認知症施策の推進　-栃木県認知症施策推進基本計画-

【基本的な考え方】
令和６（2024）年１月に認知症基本法が施行されました。認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（以下、「共生社会」という。）の実現を推進することが明記されています。
こうした認知症基本法の理念を踏まえ、認知症の人の視点を尊重しながら、認知症基本法において地方自治体が取り組むとされる各種認知症施策を推進します。

１　認知症に関する県民の理解の促進

現状と課題

● 高齢化の進展に伴い、認知症高齢者数は今後も増加すると見込まれています。令和 22（2040）年には認知症高齢者数が約９万５千人、MCI（軽度認知障害）の方は約９万１千人となり、県内の高齢者の約３人に１人が認知症又は MCI の状態になると推計されます。（〇ページ総論将来推計より再掲）。
また、若年性認知症については全国の有病率は 18 歳から 64 歳までの人口 10 万人当たり 50.9 人とされており、これを栃木県の令和７年度の人口に当てはめると、県内の若年性認知症者数は約 540 人と推計されます。

● 認知症は年齢にかかわらず、誰もがなり得ることから、認知症になってからも、一人一人が個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという「新しい認知症観」について、県民一人一人の理解を促進するとともに、認知症の人にやさしい地域づくりを推進する必要があります。

● 認知症に関する正しい知識と理解を持って、地域や職域において認知症の人やその家族を見守り、支援する認知症サポーター[34]の養成を進めています。令和８（2026）年３月 31 日時点で、認知症サポーター数は 290,452 人、養成講座の講師役であるキャラバン・メイト[35]数は 2,708 人となっています。

施策の方向

● 県民の認知症に対する関心と理解を深めるため、認知症の日[36]（9 月 21 日）及び認知症月間

34 認知症サポーター養成講座の受講者で、認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人やその家族を温かい目で見守る応援者です。

35 自治体等で養成され、地域の住民、学校・職員等を対象とした認知症に関する学習会（認知症サポーター養成講座）で講師役を務め、認知症サポーターの育成を行います。

36アルツハイマー病などにより惹き起こされる認知症に関する理解を深め、認知症の方とその家族に援助と希望をもたらす世界的な運動を進めるため、国際アルツハイマー病協会（ADI）が平成６（1994）年に世界保健機関（WHO）の後援を得て９月 21 日を世界アルツハイマーデー、９月を世界アルツハイマー月間と定め、この日を中心に、世界各地で

（９月）に呼応した普及啓発を図ります。

● 県民を対象に「新しい認知症観」に関する講演会を開催し、共生社会の実現に向けて必要な認知症に関する知識及び認知症の人への接し方等について、正しく理解する機会を提供します。

● 認知症に関する正しい理解の促進を図るため、地域住民を始め学校や企業などを対象として、県及び市町が実施する認知症サポーター養成講座の充実を図ります。また、認知症サポーター等が認知症のある方を支援する「チームオレンジ」の取組を推進するため、認知症サポーター養成講座の講師であるキャラバン・メイトやチームオレンジコーディネーターを対象とした研修等を通じて市町を支援します。

新しい認知症観　講演会　の様子



２　本人や家族への支援

現状と課題

● 介護が必要となった主な原因は「認知症」が最も多く、また、要介護者の主な介護者は、同居の家族が 45.9%、別居の家族等が 11.8%を占めており、介護は家族によって担われている割合が高い状況にあります。

また、県内においては高齢者の単独世帯及び高齢の夫婦のみの世帯が増加しており、認知症の人やその家族が地域から孤立し、不安を抱えながら生活するケースの増加が懸念されます。

● 認知症の人やその家族が必要な社会的支援につながることができるよう、 相談体制の整備及び相談窓口に関する情報発信が求められています。

● 若年性認知症は働き盛りの世代が発症することから、本人や家族の経済的負担や精神的負担が

様々な啓発活動が行われています。また、認知症基本法においては、９月 21 日を認知症の日、９月を認知症月間として定められています。

大きいほか、受診や相談が遅れることが多い状況にあります。

● 認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができるよう、意思決定に対する適切な支援が必要です。

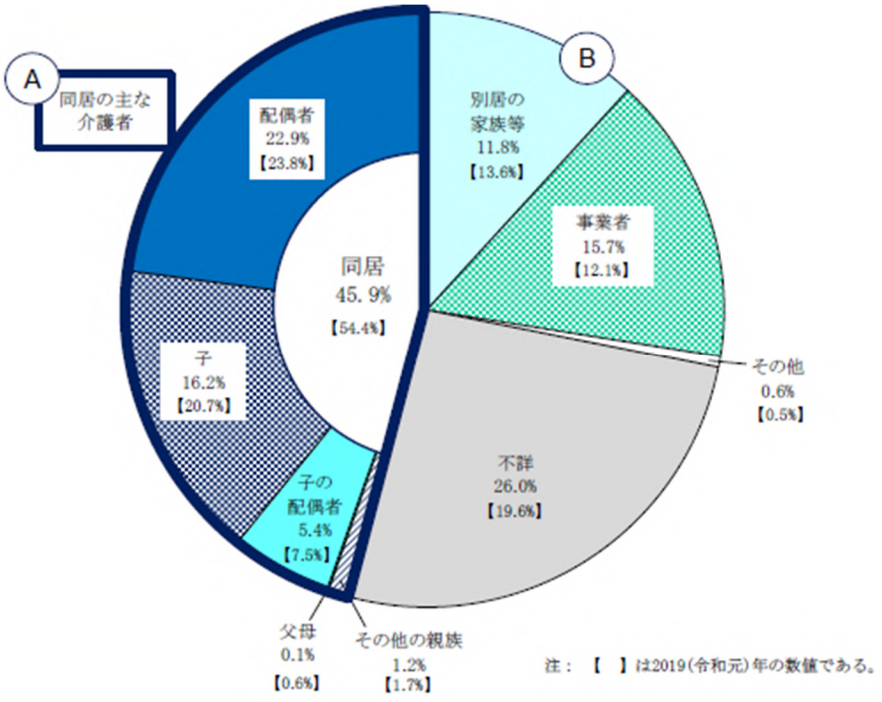
● 認知症が進行すると金銭管理や契約等の手続が困難となることが多く、また、単独高齢者世帯が増加していることから、認知症高齢者の権利利益の保護の重要性が高まっています。

● 共生社会の実現に向けては、認知症の人及びその家族等との参画・対話を基に施策を検討することが重要であり、県の認知症施策の検討・立案に当たっては、認知症の人及び家族の意見を聴き、施策に反映していくことが求められています。

現在の要介護度別にみた介護が必要となった主な原因

現在の要介護度	第１位	第２位	第３位
総数	認知症	脳血管疾患（脳卒中）	骨折・転倒
要支援１，２	間接疾患	高齢による衰弱	骨折・転倒
要介護１～５	認知症	脳血管疾患（脳卒中）	骨折・転倒

「要介護者等」からみた「主な介護者」の続柄別構成割合



令和４年度 厚生労働省　国民生活基礎調査

【本人の声】
・この先、自分の状態や生活がどうなるのか、施設に入所希望した際に入ることができるのかなど、見通しが立たないことが不安である。
・街中で、困っている人を見かけたら、皆が進んで声をかける世の中になってほしい。かつてよりも、今はそういう声かけが少なくなったと感じる。
・認知症の診断からすぐに現在のデイサービスを紹介いただき、助かった。
・（若年性認知症の方）今後、自分の頭や身体はどうなっていくのかと不安。若年性認知症コーディネーターに仕事や生活のことなど、親身に相談に乗っていただき、ありがたい。
【家族の声】
・自分の時間がほとんど無い。やりたいことはあるけど我慢している。
・生活上の細かな疑問や困り事、不安などについて、専門の方に相談できるといい。

施策の方向

● (公社)認知症の人と家族の会栃木県支部と連携し、認知症の人とその家族が抱える不安や悩みを解決するため、介護士や看護師などの有資格者等による電話相談及び来所相談、家族介護者交流会を実施し、認知症の人とその介護者の心理的負担の軽減を図ります。

● 各市町の地域包括支援センター等において、認知症地域支援推進員が行う認知症の人やその家族からの相談対応、必要なサービスの利用支援、関係機関とのネットワーク構築等の取組を支援します。

● 県のホームページにおいて、「いつ」「どこで」「どのような」医療及び介護サービスを利用できるのかについて分かりやすく周知し、認知症の症状に悩む本人や介護者が円滑に必要な支援につながることができるよう情報発信の強化を図ります。

● 認知症の人の視点に立った施策を推進するため、市町における「本人ミーティング」の開催を支援します。

● 若年性認知症の人やその家族を支援する若年性認知症支援コーディネーターを配置し、電話相談や個別支援を実施します。

● 若年性認知症ネットワーク会議の開催等により、関係機関との連携を強化し、切れ目のない支援体制を整備することで、若年性認知症の人や家族を支えます。

● 認知症の人を支援する医療・介護従事者等を対象に、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」を活用した研修を開催し、認知症の人の特性や希望に沿った意思決定が可能となるよう支援します。

● 認知症の人をはじめ、判断能力が不十分な高齢者等を法律面や生活面で保護・支援する成年後見

制度の周知を図るとともに、市町における「市民後見人養成事業」に対する支援や市町社会福祉協議会が実施する「法人後見事業」に対する支援を関係機関と連携して進めるなど、成年後見制度の利用を促進するための体制整備を進めます。

● 認知症の人をはじめ、判断能力が一定程度あっても十分でない高齢者等が地域で自立した生活を送れるよう、とちぎ権利擁護センター“あすてらす”が行う「日常生活自立支援事業（福祉サービスの利用や金銭管理等の援助、預金通帳・印鑑等の預かり等）」の利用促進に努めます。

３　認知症の人の社会参加の機会の確保

現状と課題

● 認知症になっても生きがいや希望を持って暮らすためには、一人一人の希望に応じて地域や社会で活躍し、「支えられる側」だけでなく「支える側」としての役割を担うことができる環境や、他者と交流できる場が必要です。

● 若年性認知症の人は、就労や子育て、家計の維持などの生活課題を多く抱えることため、発症初期の段階から、本人の社会的立場や生活環境等の特徴を踏まえ、可能な限り社会参加や就労を継続しながら適切な支援を受けることができる体制の整備が必要です。

【本人の声】

・（認知症カフェで支援スタッフと共に珈琲を入れている方）
喫茶店を営業していた頃は、楽しかった。お店を手伝ってもらって、とても助かった。今でも珈琲を出すことができて嬉しい。

・（認知症カフェに通う方）
ここでは認知症の本人どうしで、どんな事で困っているかを共感し合ったり、認知症のことについて深い話をすることができる。

・（若年性認知症の方とその配偶者）
今の仕事の継続は難しく、退職後、どのような仕事ならできるだろうか。休職や手当金の書類作成の手続が負担である。

施策の方向

● 市町の実施する認知症カフェ[37]や家族介護者交流会等に対し、講師や助言を行うアドバイザーの派遣等を行うことで、認知症の人が希望する活動への参加や他者との交流を促進するとともに、役割をもって活躍できる居場所づくりを支援します。

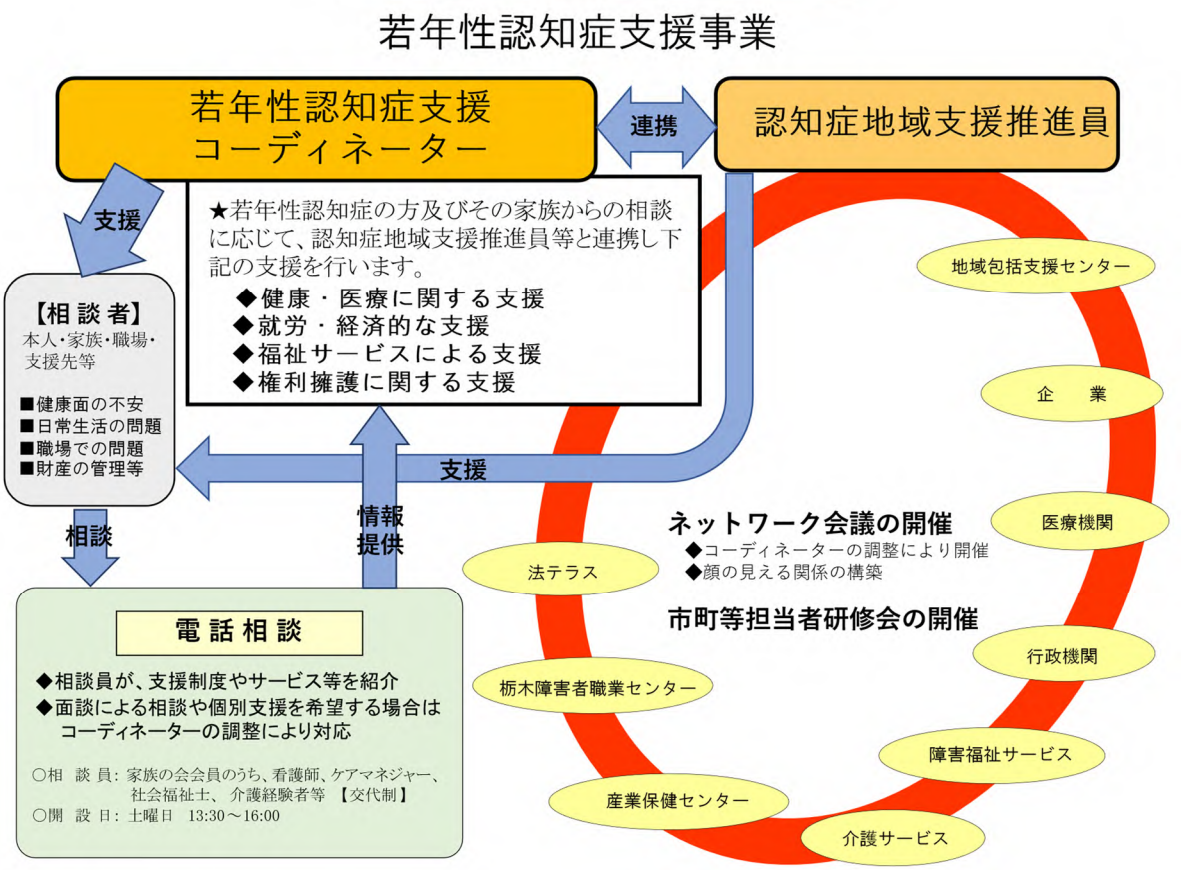
● 認知症サポーターが地域でチームを組み、認知症の人も参加しながら、認知症の人や家族に対する生活の支援等を行う「チームオレンジ」の立ち上げ及び活動を支援するための研修を実施します。

37 認知症の人やその家族が地域の人や介護・福祉などの専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場

● 若年性認知症支援コーディネーターによる個別支援では、一人一人の状況を見極め、経済的支援制度の提案や就労継続の調整、医療機関や行政機関との連携等、生活全般においてきめ細かな支援を行います

認知症カフェの様子





4 医療・介護サービス提供への支援

現状と課題

● 認知症は、早い段階で適切な治療を受けることで、改善が可能なものや進行を遅らせることができる場合があり、早期発見・早期診断及び早期対応が重要です。初期段階から状態に応じた適切な治療やサービスを受けられるよう、医療機関や地域包括支援センター、地域の支援団体等による連携協力体制の構築が求められています。

● 医療従事者が認知症高齢者に対する診療や医療相談等を適切に行うため、認知症の人や家族を支えるために必要な基本知識や、医療と介護の連携の重要性、認知症ケアの原則等の知識について修得する必要があります。

● 診療所の主治医（かかりつけ医）等への助言や、地域における専門医療機関と地域包括支援センター等の連携の推進役となるとちぎオレンジドクター （栃木県もの忘れ・認知症相談医）は、令和8（2026）年3月31日時点で246人となっています。

● 地域における認知症医療の中核的機関として、認知症疾患医療センターを県内10か所に整備し、認知症疾患に関する鑑別診断、専門医療相談等を実施するとともに、地域保健医療・介護関係者に対する研修等を行っています。

● 認知症高齢者の増加に伴い、介護現場では認知症の症状や状態に応じた適切なケアが求められており、認知症介護に関する専門的な知識や技術を有する人材の確保・育成が求められています。

● 認知症医療・介護等に携わる者は、認知症の人を、各々の価値観や個性、想い、人生の歴史等を持つ主体として尊重し、できないことではなくできることに目を向け、本人が有する力を最大限に活かしながら、地域社会の中で自分らしい暮らし方ができるよう、支援していくことが求められています。

施策の方向

● 認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員が効果的に機能し、市町における認知症の早期発見・早期診断及び早期対応の取組が推進されるよう、認知症初期集中支援チーム員等を対象とした研修の受講を促進します。

● 誰もがなりうる認知症について自分事としてとらえ、認知症になっても、自分らしく暮らしていくための認知症への備えについての普及啓発を推進します。また、専門職による健康相談や介護予防教室等の活動を通じて、認知症の発症リスク低減、早期発見・早期診断及び早期対応につながる可能性があるため、職能団体等と連携し専門職等への啓発を行います。

● 「とちぎオレンジドクター（栃木県もの忘れ・認知症相談医）」の登録及びホームページやチラシ等により周知を行うとともに、地域包括支援センターや地域の支援団体等との連携を促進し、認知症の初期対応における体制強化を図ります。

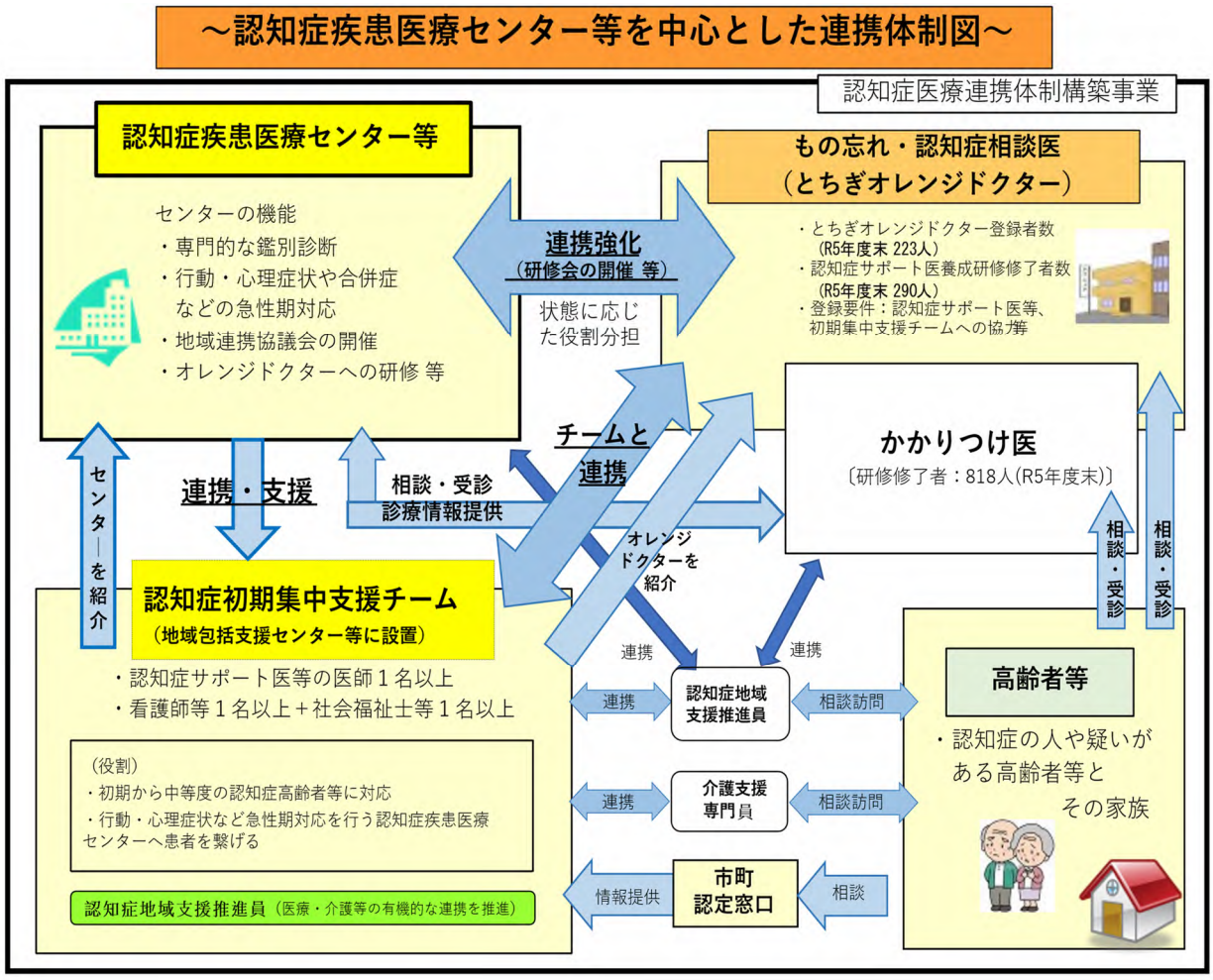
● 認知症疾患医療センターが有する地域連携拠点機能の強化を図るため、診断後の支援の充実や、かかりつけ医等の地域の医療機関や地域包括支援センター等との連携を推進し、認知症の重層的な医療連携体制の構築を進めます。また、認知症サポート医の養成やかかりつけ医、各医療従事者に対する認知症対応力向上研修を通じて、認知症の方への支援体制の充実を図ります。

●（一社）栃木県医師会等と連携を図りながら、かかりつけ医認知症対応力向上研修をはじめ、病院

の医療従事者や看護職員を対象とした研修を実施することにより、医療機関における認知症対応力の向上を図ります。

● 歯科医師や薬剤師の認知症対応力を向上させるための研修を実施し、認知症の人の状況に応じた口腔機能の管理や服薬指導等の適切な実施を推進します。

● 介護従事者等を対象に、認知症介護に関する実践的な研修を実施し、介護技術の向上を図るとともに、介護施設等において認知症ケアの質の向上を推進する指導者等の養成を行います。

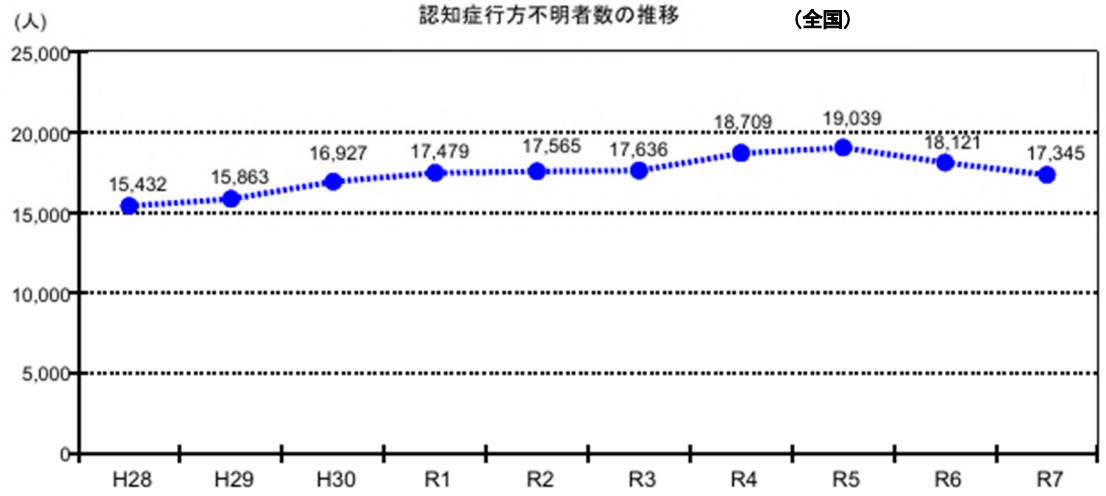


５　安全・安心な地域づくりの推進

現状と課題

● 認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域づくりを推進するため、移動のための交通手段の確保、地域において認知症の人を見守るための体制の整備等が必要です。

● 全国における令和７年の認知症に係る行方不明者数は、１万 7,345 人であり、高い水準で推移しています。



警察庁　令和７年における行方不明者届受理等の状況

● （公財）認知症の人と家族の会による、認知症の人の思いに関する調査によると、認知症の診断の前後における楽しみややりがいの変化について、マイナスへの変化が最も多い項目は「外出や移動（公共交通機関を利用すること、自分で自動車を運転することなど）」に関することでした。認知機能の低下に伴い、自動車運転免許の自主返納を行う方が多くなることから、公共交通機関の利便性向上や移動しやすいまちづくりが求められています。

診断後、マイナスに変化した項目

１位	外出や移動	公共交通機関を利用すること、自分で自動車を運転することなど、外出や移動に関すること
２位	他者との交流	家族との会話や電話、食事会、友人との懇親会、SNS、手紙など、他者との交流に関すること
３位	買い物	日常の買い物から、自動車や家電製品などの大きな買い物など、買い物に関すること
３位	趣味	自身の趣味活動を、一人であるいは他者と一緒に行うこと、遊びや趣味全般に関すること

令和２（2020）年（公財）認知症の人と家族の会「認知症の人と家族の思いと介護状況および市民の認知症に関する意識の実態調査」を参考に作成

● 認知症の人を含む全ての人が安心して利用できるよう、店舗や公共施設等において多様な利用者に配慮した環境整備や施設サービスの提供等、利用しやすい空間づくりやサービス提供を行うなど、認知症の人を含む高齢者の生活におけるバリアフリー化の推進が求められています。

施策の方向

● 県警察本部等と連携し市町が取り組む認知症の人が安全に外出できる地域の見守り体制づくりや、行方不明時の発見・保護等のためのネットワークの強化を支援します。

● 住民主体の移動支援体制の構築に向けて、アドバイザー派遣や研修会を通じた人材育成ならびに市町による立ち上げ・継続支援を促進します。また、高齢者の安全な移動を確保するため安全運転教育を推進します。（第２章　３地域における支え合いの推進　より再掲）。

● 認知症の人を含めた高齢者を支援するため「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」及び「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、公共的施設のバリアフリー化を推進します。

【 評 価 指 標 】

項　　目	現状値 （2026 年 3 月末現在）	目標値
認知症サポーター数	290,452 名	334,452 名（年間 11,000 名）
本人のミーティングを実施している市町数	11 市町	全市町（25 市町）
とちぎオレンジドクター登録者数	252 人	312 人（年間 15 名名）
医療従事者の対応力向上研修修了者数	6,875 人	8,675 人（年間 450 人
認知症介護研修修了者数	5,885 人	6,685 人（年間 200 人）

※「認知症地域支援推進員の配置数」を削除

資料３

令和８(2026)年度　第１回栃木県認知症施策検討部会　での主な御意見

○骨子

・「認知症に関する県民の理解の促進」を国の認知症計画に合わせ、１番とするといいのでは。

→　反映

○認知症サポーター養成講座

・もっと認知症サポーターの活躍の場を与えていくべき。

・「新しい認知症観」や「認知症基本法」ができて、新たな内容で実施している自治体もあれば、何年も同じ内容の自治体もある。
栃木県として、認知症サポーター養成講座の方向性を示すといいのでは。

・講座を受講した方から「受講後、何をすべきかわからない」という意見をよく聞く。

・宇都宮市ではサポーター養成講座のステップアップとして、パートナー養成講座を実施していて、家族の会のイベント運営の手伝いをしていただいている。多くの方にサポーター養成講座、パートナー養成講座を受講いただくよう努力している。

→　１認知症に関する県民の理解の促進　　２ページ
キャラバンメイトやチームオレンジコーディネーターを対象とした研修等を通じて市町を支援

○民間企業等との連携

・認知症カフェの開催場所等、民間企業との連携を推進するとよい。

→　令和９年度、県ホームページを拡充予定。
認知症の方を支援する取組を行う企業を紹介する等、今後「認知症バリアフリー」の取組の充実を図る。